

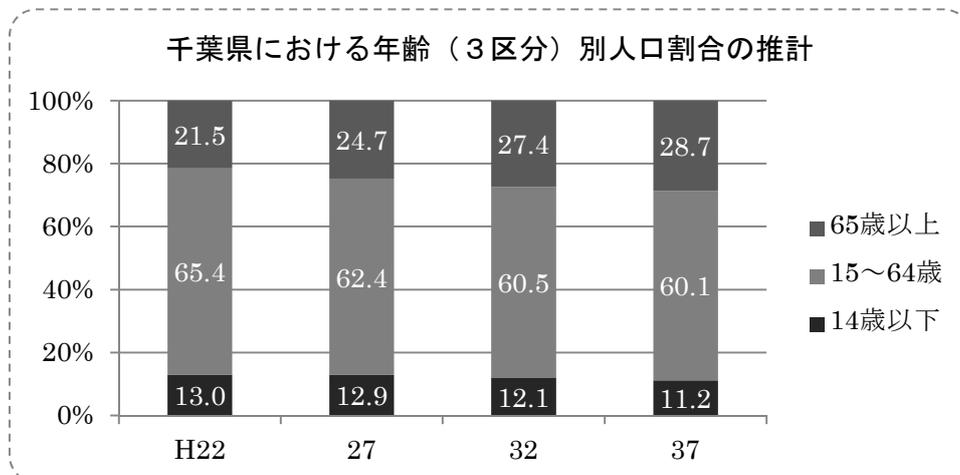
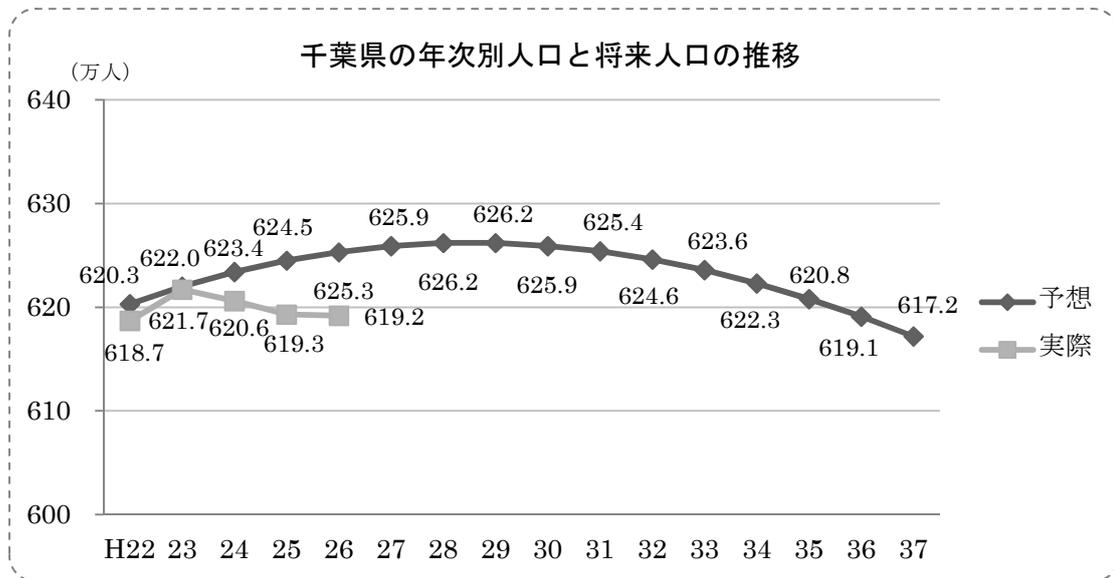
# 1 社会貢献活動をめぐる状況

## (1) 人口構造の変化

平成22年に千葉県が行った将来人口推計では、千葉県の人口は平成29年（2017年）を境に、増加から緩やかな減少傾向に入ると予想していましたが、平成23年から平成25年の間に約2万人が減少しました。これは、日本全体の人口減少や震災前からの都内回帰などの中長期的な要因に加え、東日本大震災などの一時的要因によるものと考えられます。

県内では少子化、高齢化が進行し続け、特に高齢化率（65歳以上の人口割合）は、平成22年に20%を超えており、平成37年（2025年）には30%弱となる見込みです。

生産年齢人口（15歳以上64歳以下）に対する従属人口（14歳以下、65歳以上）の割合が高まることによって、労働力人口の低下や、現役世代の社会保障負担の増大が懸念されており、社会全体の長期的な成長力の低下が課題となっています。

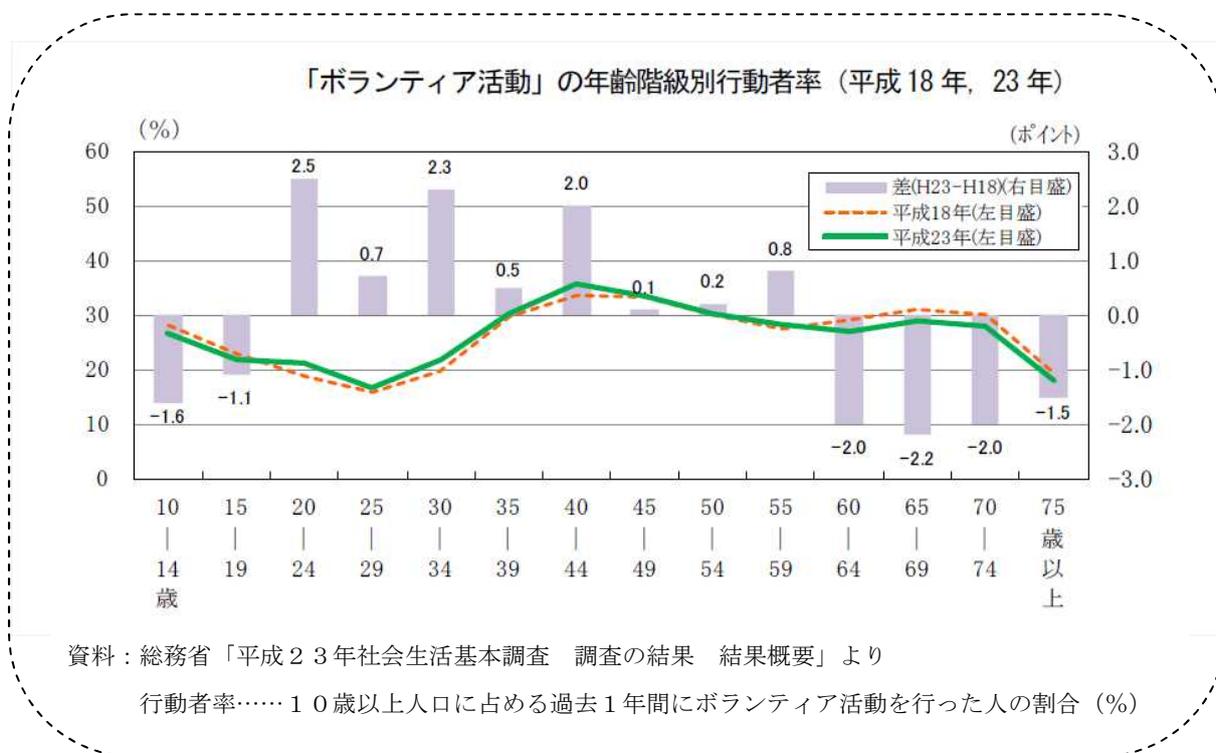


資料：いずれも千葉県「政策環境基礎調査（将来人口推計）」（平成22年）より  
ただし、千葉県の実際の人口については、平成26年千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)より

## (2) 全国のボランティアの状況

ボランティアは、社会の様々な場面で活躍しており、地域社会を支えています。活動分野は、社会福祉に限らず、教育、国際交流、環境など広範囲にわたっており、平成23年3月に起きた東日本大震災における復旧・復興支援におけるボランティアの活躍は記憶に新しいところです。また、2020年の東京オリンピックでは8万人のボランティアが活動すると言われてい

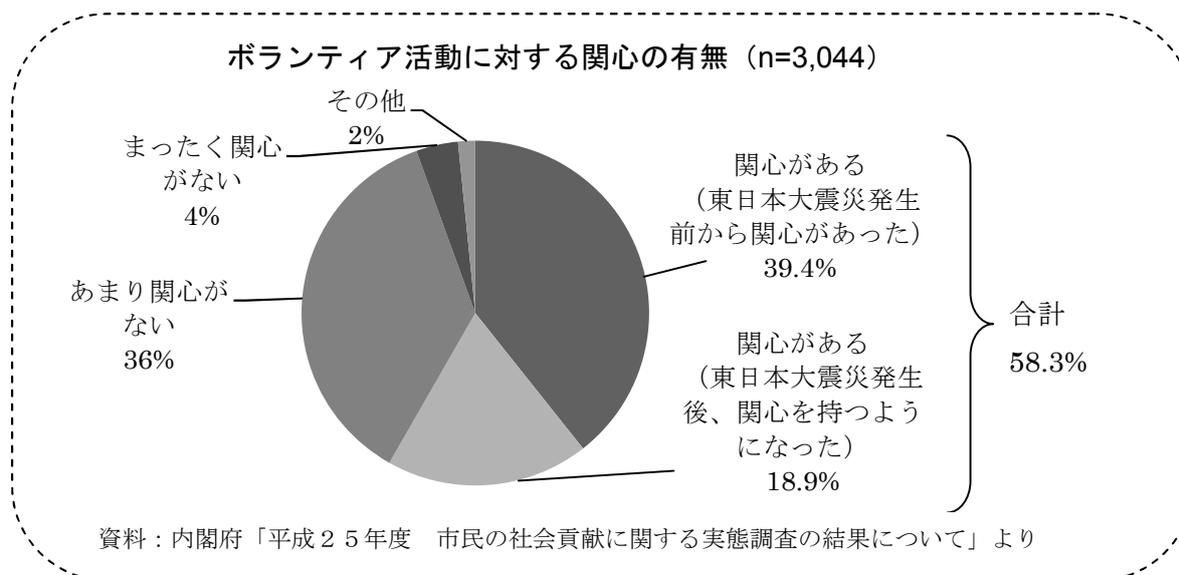
ます。  
総務省の「平成23年社会生活基本調査」によると、全国におけるボランティア活動の行動者数（過去1年間にボランティア活動を行った人（10歳以上）の数）は2,995万1千人となっています。平成18年の調査と比べると約23万人増加しており、年齢別にみると、20～59歳の広範な年齢階級で上昇しています。



## (参考) 東日本大震災と社会貢献への意識の高まり

平成23年3月の東日本大震災発生では、全国で数多くのボランティア、市民活動団体が活躍しました。震災を契機に、全国で社会貢献への意識が高まっていると言われています。

平成25年度の内閣府の調査によると、ボランティア活動に対する関心の有無について、「関心がある」と回答した58.3%のうち、「東日本大震災発生後、関心を持つようになった人」が18.9%となっています。



本県も、被災県の1つであり、震災時には被災地、被災者支援などでボランティア、市民活動団体の活動に多くの県民が参加しました。震災以降も、被災地に向向いて行われる支援活動や、千葉県内に避難してきた人々への支援などの活動が続けられています。



県内避難者支援活動

(2013年縁joy 東北大交流会、主催：NPO 法人  
ちば市民活動・市民事業サポートクラブ)



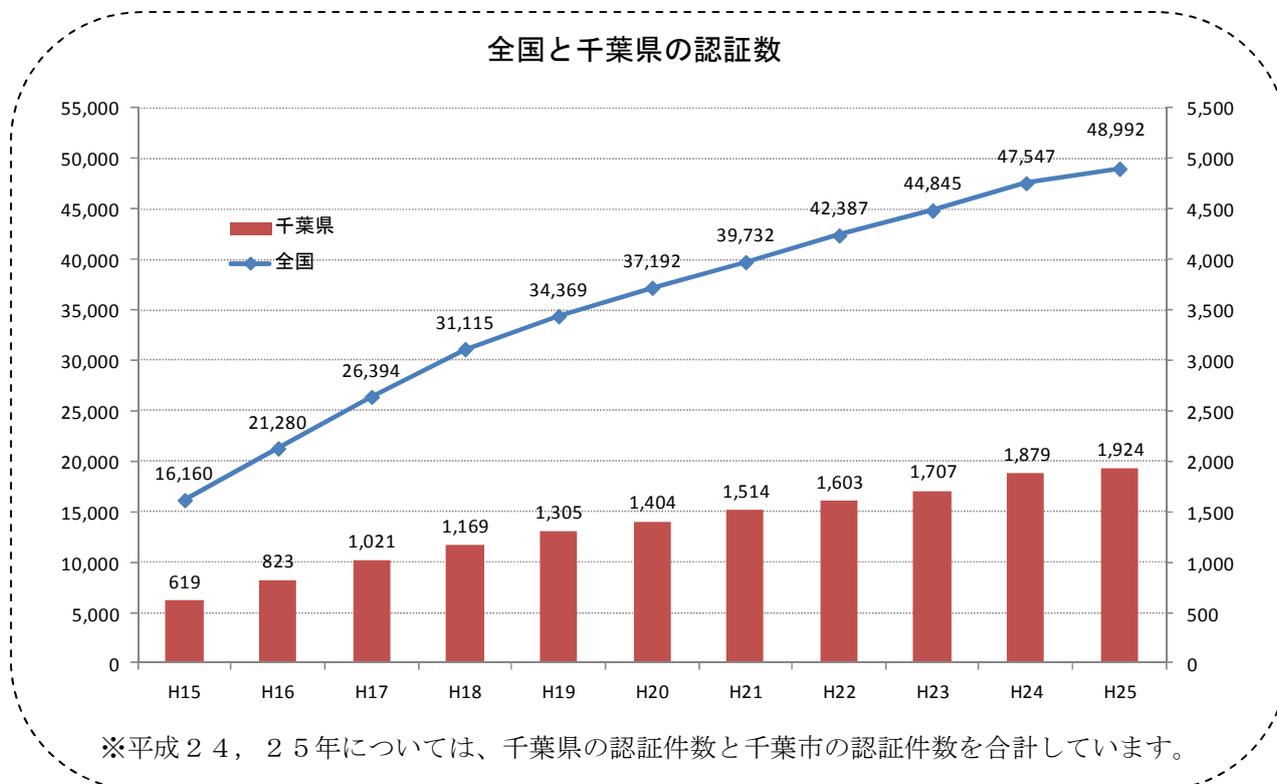
県内避難者支援活動

(2013年県内避難者の佐原バスツアー、主催：NPO  
法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ)

震災の教訓をもとに、県内各地域のボランティアセンターを活かした防災への取組も行われています。災害時には、各市町村において市町村災害ボランティアセンターが設置されることになっており、ほとんどの市町村においては、市町村社会福祉協議会が中核的役割を果たすことが期待されています。県が設置する県災害ボランティアセンターでも、市町村災害ボランティアセンターの後方支援を行うこととしています。

### (3) 全国の市民活動団体の状況

多様な社会的課題の解決に取り組む市民活動団体は、年々増加しており、その存在感や重要性は次第に高まっています。特定非営利活動促進法にもとづいて法人格を取得したNPO法人は、平成25年度末時点で約5万法人となり、10年間で約3倍に増加しています。



市民活動団体の増加に並行して、それらの活動を支援する組織、つまり中間支援組織の存在が重要になっています。中間支援組織には、行政が中心になって設置された組織や、市民活動団体など民間団体が中心になって開設している組織などがあります。地域の中間支援組織が市民活動団体を支援することで、課題解決の図られやすい環境が整備されることが期待されます。

また、認定NPO法人制度は、NPO法人に対する市民や企業からの寄付を促す税制上の仕組みですが、NPO法人の活動を充実していく上で重要な制度となっています。平成23年6月に改正された特定非営利活動促進法において導入された新たな認定制度により、全国でも県内においても、認定NPO法人数が増加しています。

**全国と千葉県の認定NPO法人数**

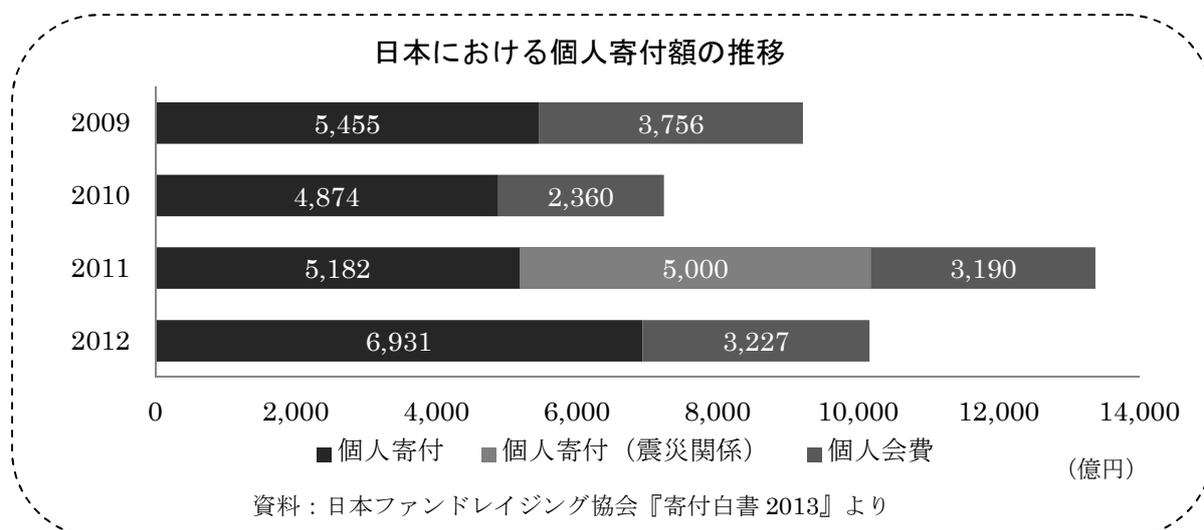
	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	93 法人	127 法人	198 法人	244 法人	407 法人	630 法人
千葉県	1 法人	2 法人	4 法人	5 法人	16 法人	27 法人

※旧認定（国税庁認定）法人数と所轄庁認定（仮認定含む）法人数の合計数を示しています。  
 ※平成24、25年については、千葉県の認定件数と千葉市の認定件数を合計しています。

## (4) 寄付の潮流

社会貢献活動の行われる分野については、収益性のある事業ばかりではないということを考慮すると、民から民への資金の流れとして寄付が重要な役割を果たしています。

日本ファンドレイジング協会の調査によると、2012年の個人寄付総額は6,931億円と推計されています。なお、2011年は、通常の個人寄付と東日本大震災発生に伴う震災寄付を加えると、個人寄付総額は約1兆円超とされています。



寄付については、情報通信技術の発達や新しいツールの普及によって、様々な新しい寄付の手法が登場しています。中でも、「ポイント還元による寄付」「クリック募金」などの認知度は高まっていると言われています。

項目	内容
寄附付き商品	消費者が商品等を購入するごとに、企業等が一定の割合でその売上の一部を寄附。
ポイント還元による寄附	利用者が各種カード等のポイント等の交換メニューの一つとして寄附を選択することで、企業等が金銭換算して寄附。
ダイヤル募金	番組等を見た視聴者が電話をかけ、情報料を電話会社が代行して回収してTV局等に支払いを行い、TV局等はその支払われた情報料を寄附。
クリック募金、フェイスブック寄附	ウェブサイト内の既定の箇所（フェイスブックの「いいね！」ボタン等）のクリック数に応じて、スポンサー企業が寄附。
ツイッター募金	ツイッターの専用投稿フォームからのツイート数に応じて、募金を行う企業が寄附。
マッチングギフト	企業等が集めた寄附金について、企業側が一定額を上乗せした上で、団体等に寄附。
「もったいない」寄附	書き損じハガキや切手、使用途中又は未使用のプリペイドカード、本、衣類などを寄附。（寄贈された団体は、これらを変換・換金。）
給与天引きによる寄附	希望する社員が、給与から一定額を天引きで寄附。会社からも上乗せして寄附する例もあり。
支援者が集める寄附（「Just Giving」方式）	支援者（チャレンジャー）が何かにチャレンジする姿を情報発信することで、支援したい団体への寄附を呼びかけ、寄附者（サポーター）がチャレンジャーのウェブサイトから寄附。
クラウドファンディング	インターネット経由で、事業の目的や計画、目標金額などを提示し、不特定多数の人に寄附を呼びかけ、必要額が集まった時点で事業を実行。
遺贈	自分の死後、遺言等により指定した先に資産が譲渡されるように計画して、寄附。
相続寄附	自らが相続した財産から寄附。

資料：日本ファンドレイジング協会『寄付白書 2013』などを元に内閣府が作成した資料より

## (5) 企業の社会貢献意識の高まり

企業の地域への関わり方は大きく変化し始めています。いまや「企業の社会的責任(CSR)」という言葉が社会に浸透し、企業が地域の一員として社会貢献活動をするのが当たり前となっています。経済産業省は企業のCSRに関する調査報告書<sup>\*1</sup>において次のように記載しています。

CSRは、企業経営に重大なインパクトをもたらさうるリスクであると同時に、戦略的に取り組めば企業に多くのメリットをもたらすチャンスでもある。慈善事業として捉えるのではなく、取り組みを進めることがビジネスを成り立たせる上でも必要不可欠であるという認識で取り組むことが重要。

上記のように、従来のCSRの枠組みに捉われず、地域課題の解決をビジネスチャンスとして捉えながら、本業において社会貢献活動に取り組む企業が増え始めています。そうした活動においては、市民活動団体をはじめとした多様な主体との連携の動きが進められることが期待されます。

また、地域に根差す経済団体については、地域のまちづくりにおける様々な主体の1つであり、地域に密着した中小企業などが、地域の課題解決の多様な協働主体としての役割も担い始めています。

さらに近年、県民の間では、地域課題の解決をビジネスとして捉えて起業する動きも広まりつつあります<sup>\*2</sup>。また、本業を持ちながら地域課題の解決に参画するプロボノなどの働き方も注目を集め始めています。

### ➤ プロボノとは？

プロボノとは、ラテン語の Pro Bono Publico（公共善のために）を語源とする言葉で、プロフェッショナルスキルや専門知識を持つビジネスパーソンやクリエイターが、社会的・公共的な目的のために職業上のスキルを活かすボランティア活動をさします。例えば、平日夜や休日を利用して、弁護士が市民活動団体の法律相談を受けたり、税理士が会計処理の指導を行ったりするケースがあります。他にも分野は、ウェブ制作、マーケティング、デザイン、商品開発など様々。最近では、スキルアップの一環を兼ねた社会貢献活動として、社員にプロボノを推奨する企業が現れ始めています。

<sup>1</sup> 「グローバル企業が直面する企業の社会的責任の課題（調査報告概要）」(2014.5) 経済産業省

<sup>2</sup> このような動きは、ソーシャルビジネス（資料編9ページ参照）、コミュニティビジネスなどと呼ばれています。

## (参考) 企業による社会貢献活動の取組事例

### 株式会社舞浜倶楽部

#### <株式会社舞浜倶楽部の概要>

2003年に設立された舞浜倶楽部は、浦安市内に2つの施設で介護付有料老人ホームを運営している会社です。福祉先進国スウェーデンで確立された「緩和ケア理念に基づく認知症ケア」の理念と、その先駆的な手法を積極的に取り入れながら、認知症になっても安心して暮らせる介護サービスを提供しています。



舞浜倶楽部新浦安フォーラム

#### <浦安市との協働>

舞浜倶楽部は、平成25年度から浦安市の協働事業提案制度において、浦安市の健康福祉部高齢者支援課、猫実地域包括支援センターと協働して「認知症対策三位一体化計画推進事業」を実施しています。次の3本を中心に、地域貢献に取り組む事業内容となっています。



研修会の様子

##### ①家族支援

(訪問、ヒアリング等による自宅での認知症の人と家族への支援)

##### ②事業者支援

(事業者に対する認知症ケア専門研修)

##### ③地域支援

(認知症ケア知識普及のための市民向けの公開セミナー)

協働の際の役割分担については、舞浜倶楽部が事業の企画、運営、普及啓発、事業報告書の作成などを行い、浦安市が認知症ケア支援チームの設置、関係機関・庁内部署の調整、広報の協力、後援などの役割を担っています。

舞浜倶楽部にインタビューを行ったところ、行政との協働による効果として、営利、非営利というセクターを超えて、地域のボランティア団体や事業者など幅広い関係者とのネットワークを構築できたとのことでした。

#### <企業による地域貢献活動について>

舞浜倶楽部の代表、グスタフ・ストランデル氏は、企業が存続するには地域からの信頼が必要であり、企業活動のひとつとして地域貢献は重要であると述べています。

また、サービス利用者に対しては、事業を継続させる責任があり、利益は事業を維持するために必要なお金であるとのこと。企業のCSRの理想は、市民や行政と連携して、持続可能で地域に役立つものに作り上げていくことであると語っていました。

## 株式会社ソーケン製作所

### <株式会社ソーケン製作所の概要>

ソーケン製作所は、オフィスインテリア等の内装工事を行っている企業であり、特注造作家具やオフィス家具等を製作しています。CSR活動として、間伐材や端材を利用した木のオモチャを製作し、幼稚園・保育園や児童養護施設へプレゼントするなどの活動を行っています。

### <関わる全ての人が笑顔になる仕組み>

ソーケン製作所は、NPO法人ちばMDエコネット、NPO法人地域生活支援の会ステップ、NPO法人カム・トゥルー石陶房、NPO法人1to1と連携した取組を行っており、平成25年度「ちばコラボ大賞」の表彰事例に選ばれています。

「関わる全ての人が笑顔になる仕組み」と題したこの連携事例は、里山に放置されている間伐材を、商品として加工・販売し、その売上を活用することで、環境問題と社会問題の解決、社会貢献活動へとつなげる取組です。



間伐材バッジ作りの様子



作業の様子

木材を活用したものづくりを行うソーケン製作所と、福祉事業所を運営しているNPOの連携により、商品作りの一部を福祉作業所へ委託して、福祉作業所の売上および利用者の方々の賃金アップにつなげています。また、委託事業以外で福祉作業所と一緒に作った商品の販売については、売上の一部を、児童養護施設等の改修工事や間伐材で作った大型クリスマスツリーを施設へプレゼントする費用などに充てています。

### <企業による地域貢献活動について>

ソーケン製作所にインタビューを行ったところ、CSR活動を始めてから、会社としてしっかり経営しなければならないという意識が強くなったとのこと。地域の団体から連携に関する企画を持ち込まれる機会が増えるなど、地域に広がりが出てきており、CSR活動を今後も続けられるよう、次の世代へのバトンタッチが必要であると語っていました。

## (6) 共助社会づくりの推進

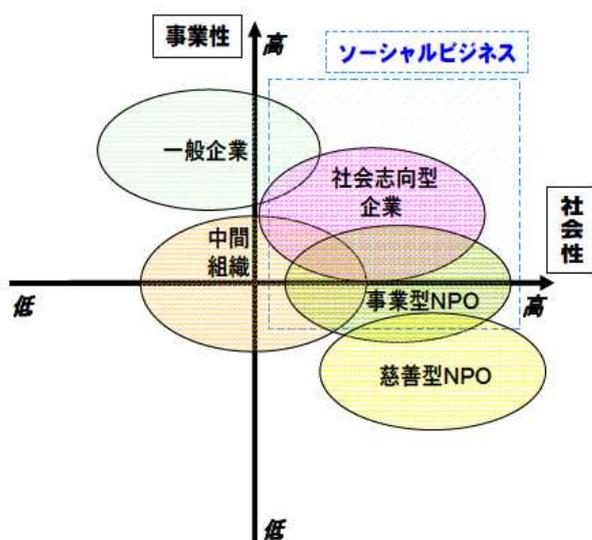
平成25年度から内閣府においては、有識者による「共助社会づくり懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催し、地域の絆を活かした共助社会の課題分析、支援策の検討を行っています。懇談会においては、下記のように共助社会づくり推進の必要性が説明されています\*<sup>1</sup>。

我が国経済を再生し、成長を持続的なものとするためには、「すべての人材がそれぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる「全員参加」が重要であり、自助・自立を第一としつつも、自助・共助・公助のバランスのとれた政策を検討していく必要がある。公助について財政上の制約がある中で、地域の課題に対応し活性化を図っていくためには、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある社会にしていく共助社会づくりを進めることが必要である。

懇談会では、共助社会づくりの担い手である特定非営利活動法人等やソーシャルビジネスを行う企業に関して、人材面、資金面、信頼性における課題とその対応策について議論がなされています。懇談会において議論される方向性などを踏まえながら、本県においても共助の精神にもとづく地域社会づくりを進めていくことが重要であると言えます。

### ➤ ソーシャルビジネスとは？

ソーシャルビジネスとは、様々な社会的課題の解決を目的として、ビジネスの手法を用いて取り組む事業活動です。従前の営利を目的とした典型的な「会社」とは異なり、また、無報酬の善意に依存する「ボランティア活動」とも異なる新しいスタイルの事業形態とされています。ソーシャルビジネスの事業主体としては、特定非営利活動法人だけでなく、株式会社や有限会社など、様々な法人形態、団体が想定されます。



ソーシャルビジネスの担い手

資料：経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書」（平成20年4月）より

<sup>1</sup> 共助社会づくり懇談会第6回会議（平成25年12月）資料「資料1」抜粋